

[事案 29-5] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

本入院の原因となった疾病（不明熱と髄膜炎）が、責任開始期前の発病であるとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

募集人に対し、責任開始期前である第 1 回保険料支払時に、体の具合が悪いことを告げていたが、募集人は契約の中止を提案しなかったのだから、給付金不支給は不当であるため、平成 28 年 7 月に契約した終身医療保険に基づき、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院の原因となった疾病は、責任開始期前の発病である。
- (2) 募集人は、申立人から、体の具合が悪いと告げられた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、責任開始期前後の申立人の状態と受診状況、申立人と募集人のやり取り等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約前に募集人が申立人から体の具合が悪いと告げられたとは認められないことから、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。